

# 平成30年度 総務常任委員会行政視察報告書

## 1. 視察日程

平成30年6月27日（水）～ 6月29日（金）

## 2. 視察先及び視察内容

### (1) 宮城県仙台市

仙台市地域防災リーダー（SBL）について

### (2) 岩手県一関市

移住・定住施策について

### (3) 岩手県盛岡市

行政評価の取組みと指定管理者制度の第三者評価について

## 3. 参加者

委員長 神崎 利一

委員 鬼澤 雅弘 一山 貴志 小山 昭 雨宮 真吾

秋山 忍 海保 茂喜 宇都宮高明

## 4. 視察内容

### (1) 仙台市地域防災リーダー（SBL）について

6月27日（水） 午後3時～4時30分 於：仙台市議会

#### 《仙台市地域防災リーダー（SBL）の概要》

仙台市では、昭和53年6月に発生した宮城県沖地震を契機に、全国に先駆け「防災都市宣言」を行うとともに、震災の教訓を生かした具体的な取組として、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の観点から単位町内会を中心とした、自主防災組織の結成を促進した。

平成22年4月時点の自主防災組織の結成率は95.3%と高い結成率を示していたが、その一方で時間の経過とともに「防災活動の内容に組織間で格差がある」「防災訓練がマンネリ化している」等の課題があった。こうした課題を解決するため、自主防災活動の中核となるリーダー的人材を養成することが重要であると認識し、平成22年5月に有識者を交えた「地域防災リーダー養成プログラムに関する検討会」を設置し検討を始めた。この検討委員会での報告を受け、平成24年度から仙台市独自の講習カリキュラムに基づき、仙台市地域防災リーダー（SBL）の要請を開始した。

事業開始時の目標として、114ある連合町内会単位で5名程度、600名を目標に養成を進めてきた。また、平成25年度から一般公募も始め、平成30年4月現在690名（累計）の養成を行ってきた。ただし家庭や仕事などの都合によりやめられた方が91名いるので、現在活動されているSBLは599名である。今年度は新規で100名を目標に要請したいと考えている。

※SBLとは、（S endaishi Chiiki B ousai L eader）の略。

## 《仙台市地域防災リーダー（SBL）の必要性》

東日本大震災や関東・東北豪雨を経験して、自助・共助の必要性や重要性が再認識された。

仙台市の「東日本大震災時の自主防災活動に関する調査報告書（平成24年5月）」によれば、自主防災組織の活動体制を見直すための対応策として、「非常時に活動できる人材の育成と体制づくり」の必要性について極めて高いニーズが確認され、また、災害時はもとより平



常時からの自主防災活動を行うためには、その推進者が地域に根差していることの重要性が指摘されている。

さらには、自主防災活動の課題を解消し、自主防災力を高めることができるよう、平常時には防災訓練を企画し実践するなどの、災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には応急活動の指揮などを行える「地域防災リーダー」を養成することが求められている。

## 《仙台市地域防災リーダー（SBL）の役割と目的》

SBLに期待される防災活動としては、地域における次の活動が挙げられる。

- ・地域における防災意識・知識の普及活動
- ・地域特性の把握（防災マップづくり等）
- ・自主防災計画の作成
- ・地域の実情に合った効果的な防災訓練の企画立案
- ・災害時要援護者の把握と避難支援等
- ・避難誘導、避難所運営、救護及び安否確認等の実践的な訓練の実施等
- ・災害発生時における自主防災組織としての応急活動の指揮等

## 《仙台市地域防災リーダー（SBL）の養成促進》

仙台市では、町内会や自主防災組織の責任者等を中心に、独自のカリキュラムによる養成講習会を実施し、地域防災リーダーの養成を計画的に推進している。また、東日本大震災時の避難所運営は男性中心であり、ただでさえ発災時は混乱しているのに、女性の避難者も多くいるため、避難所にたどり着いても混乱状態になってしまうことがあった。現在、女性のSBLの割合は24%だが、男女共同参画の観点からも、防災に対する女性の視点の重要性に配慮し、女性の地域防災リーダーの養成に力をいれている。

また、講習終了後についても、地域防災リーダーの知識や技能の向上を目的とした講習や訓練を継続的に実施するなど、地域防災リーダーのバックアップ講習会を平成26年度から実施している。

## 《主な質疑》

問：少子高齢化時代において、SBLとして役割を果たすことができる実践力のある人材確保のための取り組みは。

答：現在、SBLの平均年齢は64.8歳となっている。町内会からの推薦が多く、町内会へ推薦依頼を行うときに、女性や若手の推薦をしていただくよう説明をしている。少しずつで

はあるが、女性の比率も増えてきている。

問：仙台市全域での自主防災組織の編成率と団体数は。

答：平成 30 年 4 月 1 日現在、1,390 の単位町内会があり、そのうち 1,354 の自主防災組織が結成されている。結成率は 97.4%。そのほかに、町内会に加入していないマンションなどの自主防災組織は 14 組織ある。また、青葉区の山間部では複数の単位町内会が一緒になって組織しているところもあり、それらを含めると 1,369 の自主防災組織が存在している。この数字は町内会単位での数であるが、世帯単位で見た地域のカバー率は 80%を切っている状況である。

問：自主防災組織の活性化と組織間の連携は。

答：年 2 回のバックアップ講習会や行政区ごとの講習会を行うことにより、顔の見える関係づくりを図っている。今年度の検討として、コミュニティ FM を活用した地域防災の取り組みや SBL の活動紹介などを行い、メディアを通じて広く知らせていきたいと思っている。また、SBL が中心となって地域で講習会を行っているところもある。

問：定期的な地域防災力の診断や、地区防災計画の見直しなどは行っているか。

答：東北大学の協力を得て、地域防災力診断のチェックシートを作成し、SBL 養成講習会を受講した人に自分の地域の防災力を診断していただいている。その診断結果を地域に戻った際に活用するとともに分析し、それを地区防災計画の見直しに反映していただいている。

問：避難所運営での防犯対策と夜間発災時の避難所開設方法は。また、避難所運営での問題点等は。

答：193 の指定避難所があり、避難所ごとに地域団体と施設管理者、避難所担当職員の 3 者が一体となり避難所運営委員会を立ち上げ、運営方法を決めて対応をする。SBL も運営委員会に参画し助言や意見を述べて協力している。市立の小中高等学校には太陽光発電の非常用電源が整備されている。問題点としては東日本大震災の際には女性や要援護者の視点が避難所運営に反映されなかった反省点があり、女性の SBL の要請に力を入れていきたい。男女共同参画計画においても女性リーダーを育成することを明記している。

問：次世代の防災リーダーの担い手づくりの取り組みは。

答：平成 28 年度から仙台版防災教育を実施している。市内の小中学校の各学校で年間指導計画を立ててもらい、地域の特性に対応した防災教育を行っていただいている。その成果や課題を各学校間で共有していただくための発表会を開催している。平成 32 年度までに全ての小中学校の発表を終える予定である。また、仙台市独自で副読本を作成している。

問：SBL の位置づけは。

答：基本的には町内会の中で活動していくのが基本である。平常時は防災減災に関する活動をしていただき、災害発生時は横の関係で助言していただくイメージ。町内会長は様々な役割があり、とても忙しい。防災の部分に特化してその役割を担っていただくのが SBL。例えば防災訓練を行う際には SBL が企画から運営まで行っている。

問：東日本大震災を受けて組織としての改善点は。

答：区役所ごとで指定避難所を対応していたが、東日本大震災以降は避難所の担当課制をとった。また、SBL の養成講習会においても東日本大震災での体験談などもカリキュラムに入っている。なお、地域版の避難所運営マニュアルが 100%作成された。

## 【委員所感】

### (宇都宮高明委員)

先日の西日本豪雨災害の報に接し、日頃からの地域防災の重要性と難しさを思っています。そこで地域防災に関する先進市であります仙台市での行政視察から、それらについて考えてみました。

仙台市は昭和 53 年 6 月 12 日の宮城県沖地震によりブロック塀の下敷きなどによる死者の発生を機にブロック塀の改修を始め、全国に先駆けて「市民・地域・行政」が一体となって災害に強い都市づくりを目指して「防災都市宣言」を行っています。

その後、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受けて、より自主防災組織（共助）の重要性が明らかとなり、平成 24 年度仙台市地域防災リーダー（SBL）養成事業が立ち上げられました。平成 29 年度までで、690 名の SBL が認定されています。SBL には町内会長等を補佐しながら、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救助・救護活動の指揮を行うなどの役割が期待されています。

現在、仙台市の自主防災組織率は 1,390 団体中 1,354 団体で結成されており組織率 97.4% となっています。しかし、実際のカバー率は 80%を切っており、現在の自主防災組織の抱える課題として次のような点が挙げられました。

- ・防災意識や自主防災活動への取り組みに地域や組織で温度差が生じている。
- ・自主防災活動の内容がマンネリ化し、参加者も役員中心となっている。
- ・規約を定め防災マップ等を作成しているが、活動について住民への広がりを見せていない。
- ・町内会長に負担が偏り、地域の防災力向上に与える効果は一定の限界に達している。

このような課題改善の為、自主防災活動を推進・指導できる人材が必要とされ「地域防災リーダー（SBL）」を養成することが求められているとの事でした。

宮城県沖地震、東日本大震災を体験された仙台市においても自主防災の難しさ等を感じるとともに、成田市において、これらの事業への取り組みの困難さを思いましたが、今回の西日本豪雨等々、自主防災の重要性は一段と増してきています。成田市自主防災組織率の向上に向けて市、議会が地道な活動を行わなければなりません。

その他今回の研修として、

1. 福祉避難所は当初から立ち上げられるように計画しておくこと
2. 災害応急用井戸登録制度
3. 安否確認の為の「黄色の旗」の配布

など具体的な活動について、先進市に学ぶ事が多くありました。

### (小山昭 委員)

昭和 53 年 6 月 12 日宮城県沖を震源とする、マグニチュード 7.4、最大深度 5、死者 16 人、重軽傷者 10,119 人、全半壊 4,385 戸、一部損壊 86,010 戸、ブロック塀等被害 11,740 件等々、大きな災害が発生した。その教訓として仙台市では「災害に強く一層安全な都市へ・6 月 12 日を【市民防災の日】とし、全市民とともに防災都市へ」をスローガンに防災都市宣言を行いました。

震災の教訓を活かした具体的な取り組みとして、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の観点から自主防災組織の結成を促進し、平成 22 年 4 月時点で 95.3%（平成 30 年 4 月時点で 97.4%）という高い結成率を示しています。

その一方で、時間の経過とともに「防災活動の内容に組織間で格差がある」「防災訓練がマンネリ化している」等の課題が発生し、その課題を解決するため、自主防災組織の中核となるリーダー的人材を育成する必要があるとの観点から、平成 22 年 5 月に、学識経験者や町内会等の地域団体関係者で組織される「地域防災リーダー養成プログラムに関する検討会」を設置し、自主防災組織の現状把握や課題の検討、講習カリキュラム、講習会の運営体制等について報告書をまとめました。

報告書に基づき、平成 24 年度から仙台市地域防災リーダー（SBL）養成事業を開始。SBL は、町内会長等を補佐し、平常時には町内会の地域性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画立案を実践するなど、災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には地域住民の避難誘導や避難所運営、救助、救護活動の指揮を行うことが求められています。

SBL の募集方法は、市内 5 地区の連合町内会長協議会推薦枠と地域の自主防災組織と協力して活動を行うことを条件に一般公募枠を設け、特に女性や若い世代の受講者の増加を図っています。平成 29 年度は区連協推薦 34 名（男性 29 名・女性 5 名）、一般公募 18 名（男性 13 名・女性 5 名）の計 52 名（男性 42 名・女性 10 名）、平均年齢別では、区連協推薦 61.5 歳（男性 67.6 歳・女性 55.4 歳）、一般公募 60.7 歳（男性 63.8 歳・女性 57.4 歳）と決して若い年代層ではありません。仙台市の防災・減災に対する体制づくりは、体験を生かしての体制作りであり、まさに災害対策の先進地です。

成田市における市民参加の防災・減災対策は、自主防災組織の結成件数 118 件（41%）、避難所運営委員会の設置件数 9 カ所（17.3%）で、災害に対する自助・共助の意識をもっと高めていかなければならないと思います。豪雨災害、地震災害に対し、自分の命・家族の命を守り、隣近所の方を助けるといった手段を持つておく必要があると思います。

仙台市は、ブロック塀・石塀を生垣に変更する際に生垣づくりの助成事業を行っています。成田市も是非取り組みたいものです。

### （一山貴志 委員）

仙台市地域防災リーダー養成支援事業について、仙台市危機管理室減災推進課の方よりお話を伺いました。

仙台市では、昭和 53 年に発生した宮城県沖地震を教訓として、災害時における「共助」の中核となる自主防災組織の結成促進に努め、その結成率は 97.4%（平成 30 年 4 月現在）と非常に高い割合となっています。

東日本大震災発生時には、行政による「公助」の限界が生じる中で、各地域の自主防災組織により安否確認や情報収集、避難所運営などの様々な活動が行われ、地域の安全安心に大きく寄与しています。

しかしながら活動の停滞やマンネリ化等、様々な課題が見えてきており、自主防災力の向上、平常時の防災訓練の企画、災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には応急活動の指揮を行える地域防災リーダーが必要であることから、平成 24 年度からこの事業が開始されました。

平成 29 年度末には登録者 690 名となり、活動者数は 599 名、女性リーダーの割合は 24% とのことで、今年度は自治会連合から 70 名、一般公募で 30 名の募集を開始し、課題としては、平均年齢が 65 歳以上の高齢化や、若い女性のリーダーが不足している状況とのことでした。

仙台市では平成 28 年より「仙台版 防災教育」を開始され、市内各小中学校で作成した「年間防災指導計画」に基づき、防災について学びの場を設けています。

また、低学年、高学年、中学生版の副読本を作成、配布し児童・生徒への防災教育に力を入れており、児童・生徒の防災意識の向上を図られていました。

本市でも今後予想されている首都直下型地震や豪雨災害等に備え、自主防災組織の活性化や、児童・生徒の防災意識の向上に向けての取組が重要であると、改めて感じる事ができた視察研修となりました。

## (2) 移住・定住施策について

6 月 28 日(木) 午前 10 時～12 時 於：一関市議会

### 《事業実施の背景》

平成 27 年 4 月の機構改革により、まちづくり推進部いきがづくり課が新設された。また、平成 30 年 4 月には、同課にふるさと定住係が新設され、移住定住・婚活・ふるさと納税・男女共同参画などの事務を担当している。

平成 2 年から一関市の人口が下降しており、現在は 118,200 人程で将来的にも 10 万人を切る人口将来見通しとなっている。少子高齢化と人口減少などかつて経験したことの無い社会構造の大変革期に直面するとともに、将来を見据えた新しい地域づくりを行うため、平成 17 年 9 月に一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、根室町、川崎村の 7 市町村が合併。平成 23 年 9 月には藤沢町と合併し、新たな一関市が誕生した。

### 《移住定住環境整備事業》

平成 25 年度から、移住定住環境整備事業として「移住定住促進事業」「移住者住宅取得補助金」「空き家バンク登録住宅改修補助金」「いちのせきファンクラブ事業」の 4 事業を実施している。

#### ①移住定住促進事業

##### ○空き家バンク

市内の宅建業者の協力をいただいて実施。不動産業者が取り扱っている物件は取り扱わなかったが、平成 29 年度からは業者が取り扱っている物件も掲載している。また、活用は市外の人が対象であったが、空き家バンクに登録してから 6 か月を経過しても成約に至らない物件は平成 30 年 1 月から市民も利用可能とした。

累計の登録物件は 69 件、年間 20 件を目標としている。成約実績は今までで 14 件、平成 29 年度は 3 件の売買があり、今年度も 1 件契約が成立した。現在の登録物件は 28 件。

##### ○いちのせき暮らし体験ツアー

年 2 回開催。一ノ関駅集合解散で、駅までの交通費は自己負担。実際に空き家バンクを見ていただき、先輩移住者や地域住民との交流会や農家民泊先での体験交流などを実施。平成 29 年度は 2 回実施し、12 月に 5 組 8 人、3 月に 3 組 3 人が参加。参加者は少ないが、本気で移住をしたいと思っている人が参加している。

### ○移住相談会の開催

県主催や近隣自治体での相談会や全国の自治体が一堂に会する相談会へ参加をしている。ブース形式での相談会では、なかなか効果が上がらない。「こんな方に来てほしい」という姿勢を自治体が明確に示してくることも必要と考えている。また、様々な移住に対する補助金制度が各自治体にもあるが、似たものが多く自治体間での差が無くなってきているので、差別化を図る必要がある。

### ②移住者住宅取得補助金

平成 25 年度から実施。実績としては平成 29 年度に 55 件 134 人、5,550 万円の決算となっている。31 年度に補助金の見直しを考えている。なお、当初予算で不足する場合は年度途中で補正予算対応としている。

		新築	中古	備考
基本額	40 歳以上	50 万円	25 万円	申請者と配偶者のいずれもが 40 歳以上の場合に「40 歳以上」の基本額とする
	40 歳未満	100 万円	50 万円	
加算額	市内施行業者加算	20 万円	—	市内に本店又は主たる営業所がある事業者による施工
	子育て支援加算	5 万円/1 人		世帯にいる中学生以下の子の数による
補助対象者 以下の3つ全てを満たすこと				
1. 平成 25 年 4 月 1 日以後に転入し、当市に転入する前は3年以上市外に住所があったこと				
2. 平成 28 年 4 月 1 日以後に、一定金額以上で住宅を新築または購入すること				
3. 5 年以上継続して当市に住所を有することを誓えること				

### ③空き家バンク登録住宅改修補助金

空き家バンクに登録している物件に入居した方や、空き家バンクに登録する際に修繕する方を対象に支出。補助金額は対象経費の 1/2（上限 20 万円）。平成 29 年度の実績は 1 件（20 万円）のみ。

### ④いちのせきファンクラブ事業

年会費 1 万円を支払っていただくが、市内宿泊施設やお食事に利用できるチケットなど 1 万 4 千円分の特典を用意。宿泊券や食事券を利用するには一関市に来ていただかないと使用できない。まずは一関市に足を運んでいただくことが大事だと考えている。

## 《今後の取り組みと課題》

### ○地方創生と移住者支援

自治体間の政策が平準化している。また、Uターンなど何らかのつながりがあって移住する人が多いのでターゲットをどのようにしていくか検討が必要。

### ○移住を検討・希望している方からの反応

より具体的な相談を受けることが多く、雇用の部分が課題であると考えている。

### ○取組・受入体制

相談者に対する迅速かつきめ細やかな対応、空き家物件の発掘や自分たちが物件の把握をし、少しでもマッチングが上手くいくようにしてかなくてはならない。また、移住者に対するフォローも必要。

## ○新たな組織との連携

一関出身の30～40代の若者がUターンで戻って起業しているケースも出てきている。若手の経営者との連携を行い上手く活用していきたい。

### 《主な質疑》

問：「関心を持つ・実際に訪問する・地域に慣れる・移住する・定住する」の5つのステップの移行に対して、効率的・効果的な支援は。

答：関心を持つこととしては「移住相談会への参加」「いちのせきファンクラブ（あばいんクラブ）」。実際に訪問するは「移住体験ツアー」「関係人口創出事業（モデル事業）」で実際に来ていただく、さらにはファンクラブの特典である宿泊券やお食事券を使っただくことで訪問していただく。地域に慣れる部分では「移住体験ツアー」「関係人口創出事業」。移住・定住では「空き家バンク制度」や各種補助金、助成制度の実施である。

問：移住・定住促進のために雇用機会の創出はどのように行っているのか。

答：都市部の方で二拠点居住や副業をしたいという方が若い人に多いと聞いている。関係人口創出事業では、都市部にいる方にこちらの小さい企業のPRやお手伝いをするというような流れを作っていきたい。また移住体験ツアーで事業伝承をテーマにして開催をしている。今年度はホテルや温泉郷の宿で働く体験をしていただくツアーを検討している。

問：若年者の人口流出を防ぎ、地元定住を促進するためにどのような取り組みをされているのか。

答：商工労働部で行っている「若者地元就業・定着支援事業」というものがある。例えば高校生を対象に地元企業の説明会を実施し、地元企業への理解を深めていただく「未来探しプロジェクト」や小学生対象としては住宅祭に合わせて「住まい」に関連した仕事の体験学習を行っている。

問：移住希望者からの事前相談や移住後の相談について、主な内容や解決できた例として、どのようなものがあるか。

答：空き家バンクを活用した移住相談に丁寧に対応した結果、実際に移住をしていただいたケースがあり、人とのコミュニケーションが必要であると感じた。他には、実際に住んでいる登録物件があり、契約になる場合には引っ越すという約束の空き家バンクの物件があるが、この前、家から田んぼまで購入するという人が現れた。また、空き家バンクの相談は平均すると1日1件程度の問い合わせがある。

問：移住定住された方の仕事先や雇用について。

答：実態は把握していないが、補助金の申請者はUターンの方が多いので、働き先を見つけた方や、家業を継ぐ方などの人が活用しているものと思われる。

問：移住定住者の目標値は定めているか。

答：特に設けていないが、できるだけ多くの方を呼び込みたいと考えている。平成29年度までの補助金を活用した移住者の実績は、県内が28世帯、宮城県19世帯、東北地方2世帯、関東から9世帯という実績となっている。

問：4市町で連携をしているということだが、連携先を選択した経緯は。

答：元々平泉町と一関市は生活圏のエリアや、行政組合が一緒である。定住自律圏の協定も結んでいる。このようなことから特にルール等は決めていないが4市町で協力してやろうという話になった。



問：平成 29 年度から宅建業者も空き家バンクを取り扱うようになったようだが、賃貸も売買も取り扱うのか。

答：賃貸も売買も取り扱っている。ただし、何年間か動きが無い物件を取り扱ってもらうようにしている。

問：新規就農での移住ケースはあるか。

答：農村定住就農支援員や緑の暮らし協力隊など国の制度を活用した就農支援員が、新規就農者として 3 名いる。

問：空き家の件数と空き家バンクの登録数は。

答：一関市内の空き家は 2,200 棟ほど。空き家バンクの現在の登録数は 28 件。

## 【委員所感】

### (秋山忍 委員)

この事業を必要とする背景として、一関市は岩手県内で人口第 2 位の都市ではあるが、平成 2 年の人口が 144,896 人、平成 27 年が 121,583 人で、現在は 118,200 人であり、今後も大幅な人口減が見込まれること。また高齢化の進行も加わって地域社会の活力の低下や、税収減による財政の悪化などが考えられることから、市の人口増を促進しようとするものです。

具体的な事業としては、

#### 1. 移住定住促進事業

空家バンクの運営、いちのせき暮らし体験ツアーの実施、首都圏での相談会の開催などで、空家バンクの累計登録物件は 69 件、成約実績は 14 件。

#### 2. 移住者住宅取得補助金

移住者の住宅取得を支援する目的で、

①平成 25 年 4 月 1 日以降に転入し、転入日までに市外に 3 年以上住民登録をしていること。

②基準日以降に一定金額以上で住宅を新築もしくは購入すること。

③取得した住宅に 5 年以上継続して住所を置くこと。

の 3 つの要件を満たすことが条件。

29 年度の実績は 55 件、134 人、5,550 万円。30 年度から見直しをするとのことであります。

#### 3. 空家バンク登録住宅改修等補助金

空家バンクへの登録を促すことと、空家バンクの利用のために必要な改修等の経費を支援することが目的で、対象物件は空家になって 3 年以上経過していること。補助金額は対象経緯費の 2 分の 1、上限は 20 万円。補助実績は平成 28 年度から 2 件。

#### 4. いちのせきファンクラブ事業

年会費 1 万円で 1 万 4 千円分の特典があるというもの。例として、宿泊券 5 千円を 2 枚、お餅食事券 2 千円、それに特産品がつく。平成 25 年は 197 名であったが、平成 29 年度は 92 名と減少気味でした。

その他、農村定住・就農支援員の配置や、いちのせき暮らし応援隊の設置と活動などの事業が展開されています。

成田市においての人口減少対策、ふるさと創生事業としては、国家戦略特区事業、成田国際空港を活かした地域振興事業、輸出拠点機能を備えた新市場の新設などダイナミックな事業が展開されており、その効果を期待したいと思います。

**(鬼澤雅弘 副委員長)**

近い将来、全国の多くの自治体が少子高齢化に伴う大幅な人口減少、高齢化の進行による地域社会の活力低下と減収の低迷による財政悪化などにより、厳しい状況が見込まれる中、一関市では、将来を見据え平成25年度から移住定住環境整備事業として、移住定住促進事業、移住者住宅取得補助金、空き家バンク登録住宅改修等補助金、いちのせきファンクラブ事業の4事業を実施しています。

その中でも、移住定住促進事業の空き家バンクの運営では、民間の宅建業者が取り扱っている物件も掲載していることや、空き家バンクに登録して6ヶ月を経過しても成約されていない物件については市民も利用できることなど、官民一体となり幅広く活用されています。

また、一関市がどんなところなのと思っている人向けに、一関市の魅力を味わってもらうため、いちのせき暮らし体験ツアーを企画し、実際の物件や病院や店舗などの見学や、先輩移住者や地域住民との交流会などを行っていることは、移住を考えている方々にとって大変ありがたいことだと思います。

移住者の住宅取得の経済的支援として、移住者住宅取得補助金があり、一定の条件を満たすことによって、40歳未満ですと新築で100万円、中古で50万円、さらに市内施工業者加算として20万円、子育て支援加算として中学生以下の子1人に5万円が補助支給されているということで、平成29年度には55件の実績があり、移住の決め手のひとつになっていると思います。さらに、空き家バンクの利用のために必要な経費を支援する、空き家バンク登録住宅改修等補助金では、改修等で条件を満たすことによって対象経費の2分の1、上限20万円が補助され、移住を考える上で経済的支援はとても効果があると考えます。

一関市では移住者に対して経済的支援の他にも、農村定住や就農支援員の配置などを行ない、農業による生計確保を目指す方々にとって、移住後の安定した生活が出来るようにサポートされています。

今後、多くの自治体が抱える少子高齢化に伴う人口減少問題に対して、将来を見据えた対策が必要とされます。成田市において地域別に見ると、少子高齢化に伴う人口減少が起きていますので、今後しっかりと検討し対応が必要であると思います。

**(3) 行政評価の取り組みと指定管理者制度の第三者評価について**

6月29日(金) 午前9時30分～11時30分 於：盛岡市議会

**1. 行政評価の取り組みについて**

**《盛岡市の行政評価の概要》**

盛岡市では、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民によりわかりやすく説明するための手段として、平成13年度より行政評価を導入している。導入の背景としては、①中央省庁における行財政改革の推進 ②公共事業の優先度判断の必要性 ③市民への説明責任の拡大 この3つの背景に



より導入をした。また、行政評価を行う目的は、①市民への公表、②経営資源の有効活用、③継続的な改革改善 この3つを目的として行政評価を進めている。

盛岡市の総合計画は基本目標、施策、小施策、事務事業の4段階で構成している。また、特に重点的、施策横断的に取り組む事業の集まりとして、3つの戦略プロジェクトを設定している。この総合計画の体系に対応させた行政評価を行っている。

### 【行政評価の方法】

#### ①小施策評価

評価責任者：小施策課の長（課長級）

様式：小施策シート、ロジックモデルシート

評価内容：小施策の達成度、課題、課題原因等の分析、構成事業の有効性・妥当性、構成事業の改革改善など

#### ②施策評価

評価責任者：施策主管部等の長（部長級）

様式：施策評価シート

評価内容：施策の達成度、課題・課題原因等の分析、施策の方向性、構成する小施策の貢献度など

#### ③戦略プロジェクト評価

評価責任者：戦略プロジェクト統括マネージャー（部長級）

様式：戦略プロジェクト評価シート、ロジックモデルシート

評価内容：戦略プロジェクトの進捗状況、課題・課題原因等の分析、構成事業の有効性・妥当性、構成事業の改革改善など

その他：戦略プロジェクト統括マネージャーの一次評価を踏まえ、総合計画委員会が二次評価を実施

#### ④事務事業事前評価

事務事業に記載するか否かの検討

### 《評価方法見直しの経緯》

当初の行政評価システムで得られた効果としては、PDCAサイクルによるマネジメントツールとして定着、限られた財源をより有効に活用する成果重視の行財政運営への転換、環境変化に適切に対応した経営資源配分の最適化が成果として挙げられる。課題としては、評価事務に係る職員負担感の大きさ、各構成事業がどのように関連し合っているか分かりづらい、事務事業の優先順位付けやスクラップ&ビルドに結び付けにくいなどがあり、平成27年度から新しい総合計画に合わせて行政評価システムの見直しを実施した。

### 【見直しの内容】

#### ①政策評価の廃止

政策評価の結果に基づき、各施策を「重点配分施策」「水準維持施策」「配分抑制施策」に区分し、予算を配分する「施策別予算配分方式」をとっていたが、配分枠を超える予算要求の状態化、「重点配分施策」「配分抑制施策」の偏り、複数の施策にまたがる政策課題への対応が困難など、効果的に機能しづらくなってきた。このようなことから、予算の重点

配分を施策単位から戦略プロジェクト構成事業単位に置き換えを行うことにより、政策評価を行う必要性がなくなった。

## ②戦略プロジェクト評価の実施

3年間の戦略プロジェクトの取り組み期間において成果を上げるため、スピード感をもって実施しなくてはならないため、当該年度の評価時点における進捗状況評価（事中評価）を実施している。ロジックモデルシートを活用し、戦略プロジェクトの目的に貢献しているか、どの事業を重点化すべきかを分析・検討し改革改善を行っている。

## ③事務事業事後評価の廃止と小施策評価の充実

事務事業単位での評価では、基本目標の達成に効果があるか、各事業同士がどう影響を与えているかが分かりにくいので、事業の優先度やスクラップ&ビルドに結び付きにくかった。事務事業事後評価を廃止し、小施策評価について、ロジックモデルシートを活用し行っている。

## 《現状の課題と今後》

現行システムの課題として、予算との連動が必ずしもできていない。評価結果が予算編成の参考として活用されているが、直接的には結び付かない。また評価結果がスクラップにつながらない。このようなことから、行政評価の必要性の実感が薄くなる。成果意識の徹底により行政評価の質を高めることが必要。具体的にはシステムの改善や意識の向上が必要である。

## 《主な質疑》

**問:**行政評価制度の成果志向により、市全体を視野に置いた住民本位の行政運営となるのか。

**答:**行政運営を効率的にやる一つの手法と考えている。限りある市の資源を効果的に活用することが行政評価の目的の一つである。指標を設けて成果の向上を目指すことにより、投資した経営資源がどのような成果をもたらしているのか、客観的に図ることができると思っている。重点的な施策に対しては重視するが、特定の分野に偏ることがなく、経営資源を公平に投下できると考えている。

**問:**行政評価制度が住民にわかりやすいものになることにより、多数の住民の社会参加に結びつくのか。

**答:**現在は住民参加による行政評価を取っていないが、過去は実施していた経緯もある。行政評価が分かりやすくなったからと言って住民参加に直接結び付くかどうかは分からないが、市民に納得していただくには住民参加につなげていかなければならないと考えている。

**問:**行政評価の取り組みによって、改善された主な例としてはどのようなものがあるのか。

**答:**これまで実施した行政評価の課題により、行政評価システムの改善として戦略プロジェクトに結び付いた。個々の事業としては、拡充、削減と評価したうえで予算と結びつけて市民福祉の向上を図っている。

**問:**戦略プロジェクト評価の具体的な内容は。

**答:**今ある課題に対して3年間で集中的に取り組む事業を戦略プロジェクトとして採用している。従来は10年間で取り組む事業で縦割りのイメージであった。短期集中と横断的に

取り組む事業を選択するとともに戦略的に予算配分し取り組んでいる。

問：補助金の評価は実施しているか。

答：補助金についても評価している。補助を受けた段階で効果や成果があり寄与しているか判断しているが、補助金の内容を精査して評価することは難しいかと思う。

問：行政評価の改善によってどの程度の業務効率の改善が図られたか。

答：かつては 1000 程度の事業を評価していたが、90 程度の小施策とロジックモデルシート  
の作成となり、今までの 100 時間程度の事務量が半分程度になったのではないか。

## 2. 指定管理者制度の第三者評価について

### 《指定管理者制度の概要》

#### 【指定管理者制度の導入までの流れ】

平成 15 年 6 月の地方自治法改正に伴う「指定管理者制度」の創設がされた、盛岡市でも平成 16 年 3 月に「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」において改革の取り組み項目の一つとして指定管理者制度を位置づけ、約 140 施設を指定管理者制度への移行を計画した。その後、「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」を策定し、平成 16 年 12 月から設置条例の改正・募集・候補者選定・指定管理者の指定等を行い、平成 18 年度から指定管理者による管理が開始された。

現在、盛岡市では 799 の公の施設があり、指定管理者制度導入施設は 231 施設。内公募 111 施設、非公募 120 施設である。

#### ○指定管理者の内訳

第 3 セクター	公共的団体	民間企業	NPO	任意団体	その他
35	149	31	7	3	6

#### 【指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き】

##### ○策定の主旨

指定管理者制度導入から 8 年以上が経過し、成果を上げる一方で、指定管理者の運用上、様々な課題が生じてきた。これまでの制度運用について「盛岡市における指定管理者制度の検証」として取りまとめ、平成 27 年 3 月に「指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き」を策定した。

##### ○策定の方向性

制度所管課のみならず、施設所管課及び指定管理者が制度の理解を深め、諸問題に対応するため、「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」を全面改訂し、国からの通知内容に加え、市の基本的な考えを示し、制度導入の検討から管理運営までの一連の事務処理に係る手続きを整理した。さらに、平成 28 年度には長期的な視野に立った事業計画の策定等に資するため、良好な管理者の指定期間の例外として延長設定（新規 3 年、再指定 5 年）、長期設定（5 年以上）が可能となった。

##### ○指定管理者制度導入の効果

指定管理者の様々な取組により、利用者の増加や満足度の向上など、施設の管理運営の質が向上している。さらに、指定管理者からの発案により、条例の改正などを行い、利便性についても向上している。また、経費削減についても効果がある。

## 《第三者評価の概要》

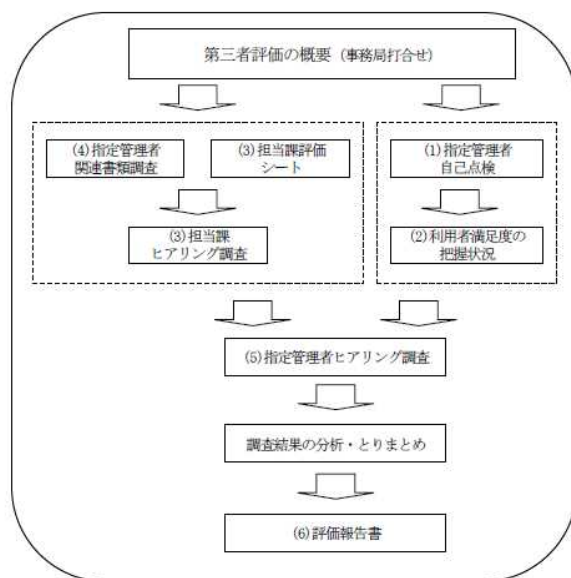
### 【導入の経緯】

導入準備段階より、市民、議会などから管理・サービス水準の低下を懸念する声があった。平成18年度の導入当初から管理運営のモニタリングの必要性を認識するとともに、設置者評価・自己評価・第三者評価の三層の評価を組み合わせることが効果的と考えた。

評価対象施設は、地域密着型の施設や利用期間が限定されている施設を除く、全ての施設(182施設)を評価対象としている。

### 【評価方法】

- ①評価の基準：項目ごとに個別評価を実施し5段階で評価
- ②特記事項の抽出：指定管理者ヒアリング調査や指定管理者関連書類調査の結果から、評価に影響を及ぼすとみられる事項を特記事項として抽出
- ③総合評価の実施



図一業務のフロー

### 【評価結果の取扱い】

- ・評価対象施設の所管課等の長を対象に報告会を開催し、評価者から当該年度の評価結果を説明いただくとともに、意見交換会を実施。
- ・評価対象施設以外の施設も含め、すべての指定管理者には所管課を通じて第三者評価の結果を送付し、業務の参考にするとともに情報共有を図っている。

## 《主な質疑》

問：指定管理者のモニタリング・評価を自治体の裁量から第三者へと変更した背景や根拠は。

答：公の施設の運営状況の評価については、公正かつ客観的視点での評価を取り入れることで、管理水準の向上、市民サービスの向上が図られるものと考えている。①指定管理者の自己評価・モニタリング、②市が実施するモニタリング・総合評価、③第三者評価の三層を組み合わせることで複数の視点による評価を制度上担保しようとしているものである。

問：施設利用者からの要望等の取り扱いはどのように対応しているか。

答：利用者からの要望のうち、指定管理者自身の判断で取り入れられるものについては各指定管理者で工夫して対応しているが、指定管理者の権限で実施できないもの、条例改正が必要なもの等については、施設所管課が中心となって検討し対応している事例もある。

問：第三者評価を始めた一番大きなきっかけは。

答：第三者の視点を入れることが大事で、内輪で完結しないようにということで始めた。

問：第三者評価者を公募型プロポーザルで選定しているとのことだが、何社の応募があるのか。

答：導入当初は複数の応募があったが、2、3度目となると既存の業者がノウハウを蓄積されることから、ライバルも居なくなる傾向がある。この傾向は指定管理者の選定についても同じような傾向がある。

問：指定管理者の内訳で第3セクターがあるが、その形態は。

答：35施設の内、20程度の施設を市体育協会が指定管理者として運営している。そのほかには文化振興事業団が請け負っている施設がほとんどである。

## 【委員所感】

### (海保茂喜 委員)

#### (1) 行政評価の取組み

盛岡市の行政評価制度について、制度の現状を学ぶとともに、説明責任の遂行と住民の行政参加の促進の観点からその課題を明らかにするため視察しました。

前年度の遂行状況を評価の対象としている施策評価（事後評価）の施策評価シートは、目的・成果指標等の状況・遂行結果や課題、改革改善案などをその記載項目としており、行政内部の評価ではあるが主観的な評価項目のない、改善・改革志向の強いものとなっています。また、戦略プロジェクト評価（事中評価）は、年度途中で評価し予算に反映するもので、総合計画の目標達成を志向した評価制度となっていました。

分権型社会では、住民の活発な行政参加が求められるが、住民の活発な行政参加はコミュニティ意識を高め、コミュニティ意識の高まりは、高齢社会に不可欠な住民の多方面での社会参加に結実すると考えられます。

自治体は、行政評価制度を住民にわかりやすいものとする事により、住民の行政参加の促進を図るべきですが、住民にわかりやすい行政評価制度とするには、政策体系がわかりやすい用語で表現され整序されること、総合計画の目標達成状況について評価がなされること、評価対象が住民の関心やニーズに合致する行政活動のまとめりであること、評価表が住民の認識を深める内容になっていることなどが挙げられます。

行政評価制度を導入することは成果志向の行政運営を行うことであり、それは首長や議員、職員などが自分や自分の属する集団のためではなく、自治体全体を視野に置いた住民本位の行政運営を行うことです。

成田市における行政評価制度が、本来の機能を発揮して成果志向が定着することにより、利益誘導型ではない自治体全体を視野に置いた住民本位の行政運営がなされることが期待されます。行政評価が、評価のための評価といったことにならずに、あくまでも住民サービスや社会福祉の向上という住民本位の行政運営に結びつくことが必要だと思います。

また、分権型社会・高齢社会では、行政内部の成果志向だけでは十分とは言えず、そこで求められるのは住民の活発・積極的な行政参加・社会参加で、行政評価制度が説明責任を遂

行する、住民にわかりやすいものとなることによって、住民の行政参加の道押し広げ、さらには 多数の住民の社会参加に結実することが期待されると考えます。

## (2) 指定管理者制度の第三者評価

指定管理者制度を有効に活用しつつ、地方自治体としての責任を適切に果たしていくためには、指定管理者制度適用施設に対する的確なモニタリング・評価を継続的に行っていく必要があります。そして、このような評価の客観性や中立性を確保する観点からは、指定管理者による自らの評価及び地方自治体の評価に加え、第三者による評価を行うことが望ましいとされます。しかしながら、この点に関しては、多くの地方自治体において未だ十分な検討がなされているとは言えず、したがって、どのように評価を行ったら良いのかについても、確立された手続や手法が未だ見当たらないのが現状です。

指定管理者制度は、公の施設の適正な管理を確保しつつ、民間等の能力を活用し、住民サービスの向上や行政コストの削減等を図るために導入された仕組みといえます。また、当該制度は、法的には制度の骨格しか定められておらず、運用如何によっては、地方自治体間の取り組みの差が生じやすく、政策形成能力や政策法務能力等が試される制度といえます。

特に指摘しておきたいことは、公募が行われず、さらに従来管理委託先であった外郭団体を指定管理者に選定している場合、管理業務水準等のノルマが曖昧にしか設定されず、したがって、地方自治体や第三者による指定管理者施設の評価が的確に行われぬ可能性が結構高いのではないかとことです。時代が変わり、行政と外郭団体の間もこれまでのような馴れ合いの不透明な関係では済まされなくなっていることを、行政も外郭団体職員もよくよく考え直さなければならないと思います。両者の間において、分離の規範とでも言うべき緊張関係が今まで以上に必要であり、また、指定管理者制度を通じた競争にさらされることにより、職員がこれまでの仕事のやり方を問い直す良い機会としなければならないということです。

指定管理者施設の評価は、全国的にみてもこれからという状況にあり、今後しばらくは試行錯誤をしながらの作業が続くものと思われませんが、この制度を生かすも殺すも、指定管理者制度における第三者評価と、モニタリング・評価の取組みを如何に継続して的確に行っていくかにかかっているといても過言ではないと思います。

今回の盛岡市の取組みは、いろいろと課題はあるものの、いち早くこのような第三者評価の取組みを始めたことについては、積極的に評価して良いと思います。まずは、取組みを始めることが肝要であり、問題があれば試行錯誤をしながらも少しずつ改善していけば良いことで、外郭団体を含む指定管理者と行政との間に適度な緊張関係を醸成することができれば、それが、さらなるサービスの改善等につながっていく契機になると考えます。

## (雨宮真吾 委員)

盛岡市において「行政評価への取り組み」について盛岡市市長公室企画調整課の方々にご説明をいただきました。

行政評価とは、政策や施策、事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを事前・中間・事後と、適時においてその有効性や効果を統一基準によって評価するもので、市民にまちづくりの現状と課題を示し、市政の透明性を高める取り組みです。行政評価による結果は、総合計画の進行管理、予算編成に反映されていくこととなります。

従来の行政評価によって得られる効果としては、「PDCA サイクルによるマネジメントツ-



ルになる」「限られた財源をより有効に活用する成果重視の行政運営への転換」「環境変化に対応した経営資源配分の最適化」が上げられますが、そうした一方で「評価事務にかかる職員の負担感の多さ」「基本事業の目標達成に向けそれぞれを構成する事務事業がどのように影響を与えあうかが不明瞭」「事務事業の優先順位付けやスクラップ&ビルドに結びつけにくい」といった課題が顕われるようになり、盛岡市では行政評価システムの見直しに着手されたということです。

盛岡市の行政評価システム見直しの取り組みは、

#### ①「政策評価」の廃止

政策評価の結果に基づいて各施策を区分し予算を配分する「施策別予算配分方式」を取っていたが、効果的に機能しづらい。

- ・配分枠を超える予算要求の常態化
- ・重点配分施策、配分抑制施策の偏り
- ・複数の施策にまたがる政策課題への対応が困難

以上を踏まえ、予算の重点配分を施策単位から「戦略プロジェクト」構成事業単位に置き換えることで、より横断的な思考を加えるようにしたということです。

#### ②戦略プロジェクト評価の実施

これまでの政策評価は10年スパンと長期でしたが、取り組み期間を概ね3年間と定めて成果を上げるため、前年度実績を踏まえながら当該年度の評価時点における進捗状況の評価するようにし、予算編成への反映を翌年度から可能にしています。

盛岡市では独自のロジックモデルシートを作成し、「戦略プロジェクトの目的に貢献しているか」、「どの事業を重点化するべきか」を分析しています。

#### ③事務事業事後評価の廃止と小施策評価の充実

- ・事務事業単位での評価では、基本目標の達成に効果があるか、各事業同士がどう影響を与えているのかがわかりにくい
- ・事業の優先度、スクラップ&ビルドに結びつかない
- ・職員の評価事務にかかる負担が大きい

といった課題を解消するため、事務事業事後評価を廃止し、小施策評価をロジックモデルシートを活用して実施することにしたということです。

これにより、政策の分析など例年同じような文言が並ぶコピー&ペースト状態が解消。新たにロジックモデルシートを作成する業務が追加されることになったものの、これまで1000事業ほどを評価してたものから、90施策へと絞ることができ、市民にとってはその効果がよりわかりやすくなり、職員の皆さんには大きな負担軽減につながっているということです。

市民のための事務事業・施策のはずが、職員の皆さんはその業務過多から、いつの間にか施策のための評価ではなく、評価するための施策になってしまっしまい、実感の薄れ、評価疲れとなっていることをしばしば耳にします。

これだけ行政評価システムの見直しに取り組んでいても盛岡市では、「まだまだ予算編成に評価結果が有効に活用されているとは言えない」「評価結果がスクラップに結びついていない」ということでした。せっかく行った行政評価の結果が、予算へ反映されなければその評価に費やした時間は徒労に終わってしまいます。

議会对策、既成事実を作るための形式だけの行政評価ではなく、成果が予算にしっかりと反映されるようにするために、例えば盛岡市のようなロジックモデルシートを活用すること

は、その一助となると思いました。

成田市においても適宜、行政評価システムそのものの見直しを図り、より実効性のある行政評価となるよう、しっかりと持ち帰り委員会で検討できればと考えています。

次に「指定管理者制度の概要について」市財政部資産経営課の方々に指定管理者導入のまでの流れや、運用、導入効果についてご説明をいただきました。

盛岡市では、指定管理者制度の第三者評価を実施していて、公の施設としての管理水準の維持向上を図るために、公正かつ客観的な視点を入れることで、サービスの向上に努めています。

公募による指定管理者は、企業努力や競争原理が働いた団体ですが、学識経験者や利用者といった第三者の視点で、指定管理者の管理運営の状況や実績を検証・評価し、その結果を管理運営や業務改善に的確に反映させていくことは、とても有意義だと思います。

ですが、指定管理者には公募が行われていない団体も少なくありません。いわゆる「例外規定」によって指定されている団体ですが、その場合、前者とは状況が異なるため、管理業務水準などのノルマが曖昧になってしまわないか、市や第三者評価が的確に行われるのか(行えない)可能性が孕んでいるのではないかと感じてしまいました。

行政と外郭団体の馴れ合いの解消や、非公募団体における指定管理者の評価手法については、第三者評価を置くこともそうですが、やはり原則公募へと切り替えていくことで競争原理を働かせることが有効ではないかと感じました。ただ、指定管理者制度にはベストな評価方法はなく、事案ごとに最良を判断する必要があります。その意味では、ベストよりもベターを模索することが現実的であり、これからも試行錯誤が続くことになると思います。

今日の取り組みを参考に、成田市における最適な指定管理者制度の在り方について検討したいと思います。

### (3) 委員長所感

総務常任委員会所管の地域防災リーダー（SBL）について（仙台市）、移住・定住施策について（一関市）、行政評価の取り組みと指定管理者制度の第三者評価について（盛岡市）の視察を行いました。

視察前には「せんだい3.11メモリアル交流館」を訪れ、被災者である女性職員に説明をしていただきました。海岸沿いの荒浜地区では津波の被害が多く、180人もの方々が犠牲になられ、被災地域は居住禁止域に指定され、今後も早急の施策が必要とされています。以前、建設水道常任委員会で名取市の空港周辺の開発や閑上地区を視察したことを思い出しました。閑上地区は津波の被害も大きかったが高速道路の土手が津波を堰き止めたとのことでした。この大震災の恐さを知るとともに平時から防災についての意識を必要であると痛感しました。

その後、仙台市役所にて担当者より、仙台市地域防災リーダー（SBL）の養成・支援事業の説明を受けました。SBLの活動は、地域の防災訓練の企画・運営や子供たちへの防災・震災意識の啓発や講和、避難所運営でのリーダーシップを発揮し、災害の教訓をもとに組織の結成はすでに97.4%に達成していますが、時間が経つにつれ組織間で格差が生じ、訓練のマナー化など問題も生じているとのことでした。リーダーとなる人材を育成する事業を平成24年度から始め、29年度までに690名のリーダーを養成し、5名程度ずつ114の自治会に配置しています。

7月には新たに自治会推薦70名、一般30名を養成する計画ですが、自治会からの推薦が

大半を占めている現状のため高齢化が進むとともに、活動を辞退する人が 95 名いるなど、若手のリーダーの育成が急務であるとのことでした。また、SBL は男性が中心であり、災害時には女性の役割も多いことから、女性の登用を増やしたいとしています。

現在、成田市においても、自主防災組織の設立などに力を注いでいる自治会もありますが、自治会の長がトップに収まっているのが現状であり、このような形態も必要であると思いました。

一関市の移住定住環境整備事業については、担当部署である、まちづくり推進部いきがいきづくり課の職員よりお話を伺いました。移住定住促進事業は空き家バンクの運営、いちのせき暮らし体験ツアーの実施や首都圏での説明会の開催。また、移住者住宅取得補助金について、新築住宅は建物のみで 1,000 万円以上、中古住宅は土地込みで 300 万円以上の購入が条件、中学生以下の世帯、市内業者の施工にも助成制度があるとのことでした。

空き家バンク登録住宅改修補助金制度は 3 年以上の空き家が条件で、賃貸借や売買の際の改修費の補助で補助率は 2 分の 1 で上限 20 万円。いちのせきファンクラブ事業は、一関市を知っていただく「あばいんクラブ」の加入促進や年会費 1 万円で、1 万 4 千円分（宿泊券、お餅食事券、特産品の詰め合わせ）の特典提供などの事業を実施しています。

農村の定住でも、生計確保をめざす者（新規就農者）と生計確保を目指さない農村の暮らしを求める者（農村移住希望者）がいるとのことでした。深刻な高齢化社会が進み若者の地方離れが今後も続く中で、地域の空き家対策も自治体としても真剣に考えられていました。

成田市においても、空き家問題の解消に空き家バンクを設立して動き始めました。一関市の空き家対策に、移住者住宅取得の補助金制度や空き家バンクの登録住宅改修などの補助金施策は、移住定住者への支援の一策だと思いました。

次に、盛岡市役所において、行政評価の取り組みと指定管理者制度の第三者評価について各担当課より説明を受けました。

盛岡市の行政評価の目的は、施策評価及び小施策評価を実施し、その結果を市民に公表することにより、現状と課題を市民に分かりやすく伝え、課題解決に向けて、限られた資源をより有効に活用できる。仕事を価値あるものへ改革改善し、毎年行っている仕事を継続的に評価することにより、改革改善を続けられる。常に繰り返すことにより職員の政策形成能力を高め、より質の高い市政の運営が出来るとのことでした。

評価結果は、総合計画の進行管理や予算の編成に反映し、施策を区分し予算配分の施策別予算配分方式の施策評価を廃止するとともに、戦略プロジェクト評価の実施で事務事業後評価の廃止、小施策評価の充実でどの事業が重点化すべきか分析をしています。何度も見直しを図り、より実効性の行政評価が必要であるとのことでした。

次に、盛岡市の指定管理者制度は、改革の取組項目の一つとして、指定管理者制度導入として位置づけ、平成 16 年に移行を計画し平成 18 年 4 月より開始しています。平成 30 年 4 月の時点で公の施設が 799 施設で、指定管理者制度の導入施設が 231 施設。公募が 111 施設、非公募が 120 施設とのことでした。指定管理者制度の第三者評価を採用することで、公共施設のより良い管理水準を図るため、第三者の公正な視点で向上に努めています。

指定管理者制度導入から 8 年以上が経過し、経費の縮減やサービスの向上、施設管理者の発案による条例改正など成果を上げる一方、指定管理者の取り消しなどの課題があり、外部有識者等で構成する第三者委員会の意見を聴く機会を設けるなどルールや仕組みを整え、より良い施設の管理運営につなげています。

指定管理者のモニタリング・評価を自治体の裁量から第三者へと変更した背景や根拠については、公正かつ客観的視点での評価を取り入れることで、管理水準の向上と市民サービスの向上が図られ、指定管理者の自己評価・モニタリング、市が実施するモニタリング・総括評価や第三者評価と複数の視点による評価を制度上担保しようとするものです。第三者評価業務報告書においても指定管理者と市による評価だけでは、市民サービスの供給側による評価に溜まってしまい、客観的視点からのアプローチが発揮されない懸念があるとされてきました。

指定管理者制度も事案によっては公募方式が取れない場合もありますが、指定管理者施設の評価は、的確なものがない上にこれからと言う現状であり、今後は試行錯誤しながら進められていくものと思います。公共施設の在り方が変わって、今後それに対応する時代に合った管理運営手法の在り方も検討しなければと感じました。

総務常任委員会

委員長 神崎 利一